

第111期 中間決算公告

平成21年12月4日

長崎県佐世保市島瀬町10番12号
株式会社 親和銀行
代表取締役 鬼木 和夫

中間貸借対照表 (平成21年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	79,807	預 金	1,795,523
コ－ル口－ン	6,518	譲 渡 性 預 金	55,290
商品有価証券	213	借 用 金	10,878
有 価 証 券	675,190	外 国 為 替	16
貸 出 金	1,178,241	社 債	12,500
外 国 為 替	1,187	そ の 他 負 債	8,463
そ の 他 資 産	11,753	未 払 法 人 税 等	44
有 形 固 定 資 産	46,503	リ－ス 債 務	2,077
無 形 固 定 資 産	4,634	そ の 他 の 負 債	6,341
繰 延 税 金 資 産	13,605	睡眠預金払戻損失引当金	427
支 払 承 諾 見 返	12,666	再評価に係る繰延税金負債	11,251
貸 倒 引 当 金	30,467	支 払 承 諾	12,666
		負 債 の 部 合 計	1,907,017
		(純資産の部)	
		資 本 金	33,128
		資 本 剰 余 金	33,128
		資 本 準 備 金	33,128
		利 益 剰 余 金	3,489
		そ の 他 利 益 剰 余 金	3,489
		繰 越 利 益 剰 余 金	3,489
		株 主 資 本 合 計	69,746
		その他有価証券評価差額金	7,838
		土 地 再 評 価 差 額 金	15,252
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	23,091
		純 資 産 の 部 合 計	92,837
資 産 の 部 合 計	1,999,855	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,999,855

中間損益計算書

〔平成21年4月 1日から
平成21年9月30日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		21,322
資 金 運 用 収 益	16,471	
(うち貸出金利息)	(12,832)	
(うち有価証券利息配当金)	(3,419)	
役 務 取 引 等 収 益	4,026	
そ の 他 業 務 収 益	251	
そ の 他 経 常 収 益	573	
経 常 費 用		18,022
資 金 調 達 費 用	2,414	
(うち預金利息)	(1,858)	
役 務 取 引 等 費 用	1,578	
そ の 他 業 務 費 用	54	
営 業 経 費	12,168	
そ の 他 経 常 費 用	1,806	
経 常 利 益		3,299
特 別 利 益		243
特 別 損 失		344
税 引 前 中 間 純 利 益		3,198
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	18	
法 人 税 等 調 整 額	97	
法 人 税 等 合 計		78
中 間 純 利 益		3,277

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社及び子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債

権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等の一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 3,720 百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当中間期末において、年金資産の額が、退職給付債務から未認識項目の合計額を控除した額を超過しているため、前払年金費用として中間貸借対照表の「その他資産」に計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価してしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしてしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価してしております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上してしております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

- 1 . 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 2 . 関係会社の株式総額及び出資額総額 930百万円
- 3 . 無担保の消費貸借契約 (債券貸借取引) により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に合計286,828百万円含まれております。
- 4 . 貸出金のうち、破綻先債権額は5,707百万円、延滞債権額は22,887百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金 (貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。) のうち、法人税法施行令 (昭和40年政令第97号) 第96条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 5 . 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は100百万円であります。
なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 6 . 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は10,220百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 7 . 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は38,917百万円であります。
なお、上記 4 . から 7 . に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 8 . 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の当中間期末残高の総額は 34,012 百万円であります。なお、当行は、貸出債権の劣後受益権を 38,392 百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額 72,405 百万円に係る貸倒引当金を計上しております。
- 9 . 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は (再) 担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は9,972百万円であります。
- 10 . ローン・パーティシペーションで、平成 7 年 6 月 1 日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 3 号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、40,000百万円であります。

11. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金 1 百万円

その他資産 551 百万円

担保資産に対応する債務

預金 11,616 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券146,637百万円及びその他資産6百万円を差し入れております。

子会社及び子法人等の借入金等にかかる担保提供資産はありません。

また、その他資産のうち保証金は59百万円であります。

12. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、395,060 百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが394,296 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

13. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第4号に定める地価税の算定価格に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 16,539 百万円

14. 有形固定資産の減価償却累計額 27,454 百万円

15. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金6,500百万円が含まれております。

16. 社債は、期限前償還条項付無保社債（劣後特約付）12,500百万円であります。

17. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は3,810百万円であります。
18. 1株当たりの純資産額 35円14銭
19. 単体自己資本比率（国内基準）10.26%

(中間損益計算書関係)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額1,044百万円を含んでおります。
3. 1株当たり中間純利益金額 1円24銭
4. 当行は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失)

地域	長崎県内	長崎県外	合計
主な用途			
遊休資産等	7カ所	3カ所	10カ所
種類	土地建物	土地建物	土地建物
減損損失額	88百万円	14百万円	102百万円

当行は、平成10年3月31日に土地の再評価に関する法律に基づき事業用土地の再評価を行っておりますが、当該再評価後の土地のうち上記の事業用資産(処分予定を含む)及び遊休資産等については再評価後の地価の下落により含み損を有しており、将来キャッシュ・フローを生まないこと、又は割引前将来キャッシュ・フローの総額が、帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(102百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。

(資産グループの概要及びグルーピングの方法)

(イ)資産グループの概要

共用資産

銀行全体に関連する資産(本部、社宅・寮、ATMコーナー等)

事業用資産

事業の用に供する資産

遊休資産

店舗・社宅跡地等

(ロ)グルーピングの方法

共用資産

銀行全体を一体としてグルーピング

事業用資産

原則、営業店単位。ただし、出張所等の母店との相互関係が強い店舗は母店と一緒にグルーピング。処分予定資産については各々独立した資産としてグルーピング

遊休資産

各々が独立した資産としてグルーピング

(回収可能価額の算定方法等)

当中間期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は、「不動産鑑定評価基準(国土交通省、平成19年7月1日改正)」等に基づき算定しております。

5. 特別損失には、事務・システム統合費用190百万円を含んでおります。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

該当事項はありません。

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

該当事項はありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計 上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	9,148	9,902	754
債券	619,779	631,206	11,427
国債	310,193	316,645	6,452
地方債	18,430	18,701	270
社債	291,155	295,859	4,704
その他	26,373	26,140	233
合計	655,301	667,249	11,948

(注) 1. 中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価(市場価格又は合理的に算定された価額)のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間期における減損処理額は、437百万円(全て株式)であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に以下のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落又は時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

破綻先とは、破産、特別清算、手形取引所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(追加情報)

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間期末においては、合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は5,939百万円増加、「繰延税金資産」は2,399百万円減少、

「その他有価証券評価差額金」は3,539百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来のキャッシュ・フローを国債の利回り曲線に基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回りが主な価格決定変数であります。

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額（平成21年9月30日現在）

内 容	金 額(百万円)
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 子会社株式	589
その他有価証券	
事業債	6,210
非上場株式	1,102

（金銭の信託関係）

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成21年9月30日現在）

該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成21年9月30日現在）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

繰越欠損金	50,780百万円
貸倒引当金	11,626
退職給付引当金	2,883
減価償却	1,267
未払事業税	11
有価証券償却	4,174
その他	2,421
繰延税金資産小計	73,164
評価性引当額	53,832
繰延税金資産合計	19,332
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	4,109
退職給付信託設定益	1,617
繰延税金負債合計	5,727
繰延税金資産の純額	13,605百万円

中間連結貸借対照表（平成21年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	79,811	預 金	1,792,229
コールローン及び買入手形	6,518	譲 渡 性 預 金	55,290
買 入 金 銭 債 権	693	借 用 金	10,878
商 品 有 価 証 券	213	外 国 為 替	16
有 価 証 券	678,910	社 債	12,500
貸 出 金	1,178,388	そ の 他 負 債	13,260
外 国 為 替	1,187	退 職 給 付 引 当 金	10
そ の 他 資 産	13,760	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	427
有 形 固 定 資 産	46,512	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	11,251
無 形 固 定 資 産	4,638	負 の の れ ん	246
繰 延 税 金 資 産	13,545	支 払 承 諾	16,352
支 払 承 諾 見 返	16,352	負 債 の 部 合 計	1,912,463
貸 倒 引 当 金	33,795	（純資産の部）	
投 資 損 失 引 当 金	123	資 本 金	33,128
		資 本 剰 余 金	33,128
		利 益 剰 余 金	4,696
		株 主 資 本 合 計	70,952
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	7,884
		土 地 再 評 価 差 額 金	15,252
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	23,137
		少 数 株 主 持 分	61
		純 資 産 の 部 合 計	94,151
資 産 の 部 合 計	2,006,614	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,006,614

中間連結損益計算書

〔平成21年4月 1日から
平成21年9月30日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	22,103
資 金 運 用 収 益	16,519
(うち貸出金利息)	(12,851)
(うち有価証券利息配当金)	(3,441)
役 務 取 引 等 収 益	4,676
そ の 他 業 務 収 益	315
そ の 他 経 常 収 益	592
経 常 費 用	18,683
資 金 調 達 費 用	2,410
(うち預金利息)	(1,853)
役 務 取 引 等 費 用	1,444
そ の 他 業 務 費 用	50
営 業 経 費	12,382
そ の 他 経 常 費 用	2,394
経 常 利 益	3,419
特 別 利 益	246
特 別 損 失	344
税金等調整前中間純利益	3,321
法人税、住民税及び事業税	270
法人税等調整額	100
法人税等合計	170
少数株主損失	1
中 間 純 利 益	3,152

中間連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 5社

会社名

西九州保証サービス株式会社

しんわディーシーカード株式会社

しんわベンチャーキャピタル株式会社

しんわベンチャーキャピタル企業育成ファンド長崎一号投資事業有限責任組合

九州親和企業育成ファンド二号投資事業有限責任組合

- (2) 非連結の子会社及び子法人等 2社

会社名

成長企業応援投資事業有限責任組合

合同会社かもめサービス

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- (2) 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 2社

会社名

成長企業応援投資事業有限責任組合

合同会社かもめサービス

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- (4) 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

6月末日 2社

9月末日 3社

- (2) 中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
その他	3年～20年

連結子会社の有形固定資産については、主として定率法を採用し、税法基準の償却率により償却しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行及び主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額

から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等の一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,720百万円であります。

その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当行は、当中間連結会計期間末において、年金資産の額が、退職給付債務から未認識項目の合計額を控除した額を超過しているため、前払年金費用として中間連結貸借対照表の「その他資産」に計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(9) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(10) リース取引の処理方法

当行及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(11) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(12) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

- 1 . 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 2 . 関係会社の出資額総額 6 百万円
- 3 . 無担保の消費貸借契約 (債券貸借取引) により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に合計 286,828 百万円含まれております。
- 4 . 貸出金のうち、破綻先債権額は5,707百万円、延滞債権額は23,117百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金 (貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。) のうち、法人税法施行令 (昭和40年政令第97号) 第96条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 5 . 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は100百万円であります。
なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 6 . 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は9,510百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 7 . 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は38,435百万円であります。
なお、上記 4 . から 7 . に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 8 . 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の当中間連結会計期間末残高の総額は 34,012 百万円であります。なお、当行は、貸出債権の劣後受益権を 38,392 百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額 72,405 百万円に係る貸倒引当金を計上しております。
- 9 . 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は (再) 担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、9,972 百万円であります。
- 10 . ローン・パーティシペーションで、平成 7 年 6 月 1 日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 3 号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、40,000 百万円であります。

11. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	1 百万円
その他資産	551 百万円

担保資産に対応する債務

預金	11,616 百万円
----	------------

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 146,637 百万円及びその他資産 6 百万円を差し入れております。

非連結の子会社及び子法人等の借入金等にかかる担保提供資産はありません。

また、その他資産のうち保証金は 59 百万円であります。

12. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、400,849 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 400,086 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

13. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第4号に定める地価税の算定価格に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 16,539 百万円

14. 有形固定資産の減価償却累計額 27,484 百万円

15. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金6,500百万円が含まれております。

16. 社債は、期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)12,500 百万円であります。

17. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は3,810百万円であります。
18. 1株当たりの純資産額 35円61銭
19. 連結自己資本比率（国内基準）10.34%

(中間連結損益計算書関係)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 1,604 百万円を含んでおります。
3. 1 株当たり中間純利益金額 1 円 19 銭
4. 当行グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失)

地域	長崎県内	長崎県外	合計
主な用途			
遊休資産等	7 ヲ所	3 ヲ所	10 ヲ所
種類	土地建物	土地建物	土地建物
減損損失額	88 百万円	14 百万円	102 百万円

当行グループは、平成10年3月31日に土地の再評価に関する法律に基づき事業用土地の再評価を行っておりますが、当該再評価後の土地のうち上記の事業用資産（処分予定を含む）及び遊休資産等については再評価後の地価の下落により含み損を有しており、将来キャッシュ・フローを生まないこと、又は割引前将来キャッシュ・フローの総額が、帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額（102百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。

(資産グループの概要及びグルーピングの方法)

(イ) 資産グループの概要

共用資産

銀行全体に関連する資産（本部、社宅・寮、ATM コーナー等）

事業用資産

事業の用に供する資産

遊休資産

店舗・社宅跡地等

連結子会社

(ロ) グルーピングの方法

共用資産

銀行全体を一体としてグルーピング

事業用資産

原則、営業店単位。ただし、出張所等の母店との相互関係が強い店舗は母店と一緒にグルーピング。処分予定資産については各々独立した資産としてグルーピング

遊休資産

各々が独立した資産としてグルーピング

連結子会社

個社毎にグルーピング

(回収可能価額の算定方法等)

当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は、「不動産鑑定評価基準(国土交通省、平成19年7月1日改正)」等に基づき算定しております。

5. その他の特別損失 190 百万円は、臨時に支払った事務・システム統合費用であります。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

該当事項はありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	9,150	9,904	754
債券	624,025	635,531	11,505
国債	311,191	317,668	6,477
地方債	20,628	20,937	308
社債	292,205	296,925	4,719
その他	26,078	25,844	233
合計	659,254	671,280	12,026

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価(市場価格又は合理的に算定された価額)のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、437百万円(全て株式)であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に以下のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落又は時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

破綻先とは、破産、特別清算、手形取引所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(追加情報)

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は5,939百万円増加、「繰延税金資産」は2,399百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は3,539百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった

将来のキャッシュ・フローを国債の利回り曲線に基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回りが主な価格決定変数であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成21年9月30日現在）

内 容	金 額(百万円)
その他有価証券	
事業債	6,278
非上場株式	1,344

（金銭の信託関係）

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成21年9月30日現在）

該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成21年9月30日現在）

該当事項はありません。